



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月22日金曜日 第1823号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（7件）.....	1057
保安林の指定の解除（2件）.....	1061
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	1061
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	1061
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	1062
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	1062
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	1063
道路の供用開始（"）.....	1063
道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....	1063

道路の区域変更（県道中島環状線）.....	1063
道路の供用開始（"）.....	1064
開発行為に関する工事の完了.....	1064
道路の位置の指定.....	1065

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	1065
--------------------------	------

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1066
--	------

告 示

○愛媛県告示第1775号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
フジグラン新居浜	新居浜市新須賀町二丁目555番1	大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか26者	株式会社フジほか22者	平成18年5月31日 ほか	平成18年12月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1776号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン西条	西条市新田字北新田235	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	平成18年12月1日
			株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか10者	株式会社フジほか13者	平成14年9月28日ほか	
フジ西条玉津店	西条市玉津564番 1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	
			株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか5者	株式会社フジほか4者	平成17年3月31日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1777号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン川之江	四国中央市妻鳥町1136番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか23者	株式会社フジほか22者	平成15年6月30日ほか	平成18年12月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1778号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 日 年 月 日
パルティ・フジ北斎院	松山市北斎院町698-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	平成18年12月12日
			株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか4者	株式会社フジほか3者	平成17年1月21日ほか	
パルティ・フジ姫原	松山市姫原二丁目甲354外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	
			株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか9者	株式会社フジほか7者	平成14年6月30日ほか	
パルティ・フジ垣生	松山市西垣生町207番2外	大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか9者	株式会社フジほか7者	平成17年5月31日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1779号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 日 年 月 日
パルティ・フジ砥部	伊予郡砥部町重光239	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	平成18年12月12日
			株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか7者	株式会社フジほか8者	平成15年6月30日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに砥部町役場において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1780号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン今治	今治市東門町五丁目840番117外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	平成18年12月12日
			株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか30者	株式会社フジほか29者	平成16年8月22日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1781号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン新居浜	新居浜市新須賀町二丁目555番1外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	10箇所	11箇所	平成18年12月5日	平成18年12月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工行政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1782号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡下字小川丁117の2（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1783号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

八幡浜市五反田2番耕地1107の2、2番耕地1108の2、2番耕地1112の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

○愛媛県告示第1784号

東温市北野田土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大地地区）計画書の写し

(2) 東温市北野田土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年12月25日から平成19年1月26日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第1785号

東温市牛淵上井手土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・太郎丸地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・太郎丸地区）計画書の写し

(2) 東温市牛淵上井手土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年12月25日から平成19年1月26日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第1786号

東温市西岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・池ノ下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・池ノ下地区）計画書の写し

(2) 東温市西岡土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年12月25日から平成19年1月26日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第1787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第四土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	十 亀 義 雄	西条市小松町新屋敷甲755番地
"	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	原 田 主 税	西条市小松町新屋敷甲31番地第 2
"	野 嶋 克 哉	西条市小松町新屋敷甲459番地
"	村 上 昭 義	西条市小松町新屋敷甲57番地
"	黒 川 博 之	西条市氷見乙1165番地 1
"	桑 原 好 男	西条市小松町新屋敷甲567番地 3
"	平 井 数 馬	西条市小松町新屋敷甲626番地 1
"	岡 本 明 一	西条市今在家366番地 3
"	首 藤 誠 之	西条市玉之江148番地 2
"	青 山 俊 英	西条市小松町新屋敷甲1789番地
監 事	一 色 廣 幸	西条市小松町新屋敷甲108番地 2
"	高 橋 宏 幸	西条市氷見乙1480番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	十 亀 義 雄	西条市小松町新屋敷甲755番地
"	原 田 主 税	西条市小松町新屋敷甲31番地第 2
"	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	村 上 昭 義	西条市小松町新屋敷甲57番地
"	野 嶋 克 哉	西条市小松町新屋敷甲459番地
"	高 橋 篤	西条市小松町新屋敷甲2531番地 1
"	日 野 豊 俊	西条市小松町新屋敷甲572番地 2
"	日 野 雄 毅	西条市小松町新屋敷甲572番地
"	久 米 清 敬	西条市広江393番地
"	高 橋 宏 幸	西条市氷見乙1480番地
"	首 藤 利 雄	西条市玉之江567番地 1
監 事	近 藤 直 意	西条市小松町新屋敷甲51番地
"	黒 川 博 之	西条市氷見乙1165番地 1

○愛媛県告示第1788号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1

○愛媛県告示第1790号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

"	山 本 浩 康	宇和島市津島町下畑地甲1510
"	山 本 俊 幸	宇和島市津島町近家甲1112 - 7
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	毛 利 守 雄	宇和島市津島町下畑地甲1782
"	梅 村 正 秀	宇和島市津島町北灘甲758
"	藤 岡 謙 一 郎	宇和島市津島町上畑地甲327
"	魚 崎 泰 郎	宇和島市津島町北灘乙1912
"	西 山 吉 和	宇和島市吉田町立間 1 - 1949
監 事	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
"	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071
"	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1
"	山 本 司	宇和島市津島町下畑地甲1510
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	山 本 俊 幸	宇和島市津島町近家甲1112 - 7
"	毛 利 守 雄	宇和島市津島町下畑地甲1782
"	梅 村 正 秀	宇和島市津島町北灘甲758
"	藤 岡 謙 一 郎	宇和島市津島町上畑地甲327
"	西 山 吉 和	宇和島市吉田町立間 1 - 1949
監 事	魚 崎 泰 郎	宇和島市津島町北灘乙1912
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525

○愛媛県告示第1789号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用土地利用改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	浅 野 修 一	宇和島市吉田町大字立間尻甲428 - 1 番地

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市客甲82番3から 同市客甲66番14まで	旧	メートル 5.2～15.4	キロメートル 0.077	
			新	12.0～15.8	0.077	

○愛媛県告示第1791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山73番2から 同町小山696番6まで	旧	メートル 5.0～20.5	キロメートル 0.075	
			新	11.5～22.0	0.075	

○愛媛県告示第1792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山73番2から 同町小山696番6まで	平成18年12月22日

○愛媛県告示第1793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町三嶋684番2から 同町三嶋1782番2まで	平成18年12月22日

○愛媛県告示第1794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中島環状線	松山市神浦2673番6から 同市神浦3519番6まで	旧	メートル 14.0～16.0	キロメートル 0.042	
			新	15.0～27.4	0.042	

"	"	松山市神浦3599番3から 同市神浦3601番3まで	旧	9.0~14.6	0.122	
			新	14.4~32.0	0.122	
"	"	松山市宇和間乙277番7	旧	11.2~13.4	0.032	
			新	13.2~24.0	0.032	
"	"	松山市中島粟井丁23番8	旧	11.0~15.0	0.034	
			新	11.0~30.0	0.034	
"	"	松山市中島大浦4700番38から 同市中島大浦4700番37まで	旧	12.4~41.0	0.106	
			新	31.0~60.4	0.106	
"	"	松山市中島大浦4634番6	旧	12.0~32.0	0.062	
			新	32.0~64.2	0.062	

○愛媛県告示第1795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中島環状線	松山市神浦2673番6から 同市神浦3519番6まで	平成18年12月22日
"	"	松山市神浦3599番3から 同市神浦3601番3まで	"
"	"	松山市宇和間乙277番7	"
"	"	松山市中島粟井丁23番8	"
"	"	松山市中島大浦4700番38から 同市中島大浦4700番37まで	"
"	"	松山市中島大浦4634番6	"

○愛媛県告示第1796号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第44号 平成18年12月13日	東温市樋口字前川甲1389番1、甲1390番1及び甲1391番1	東温市樋口1193番地 田中 英世 東温市樋口1186番地 恒岡 定俊 東温市樋口1198番地 恒岡 勝城

○愛媛県告示第1797号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

伊予市灘町 325 番 4

2 申請人の住所氏名

松山市西石井六丁目 5 番 7 号

有限会社ホットハウス 代表取締役 阿達 廣子

3 図面省略

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第11号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月22日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所を管轄する警察署（法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出にあつては、その者の住所を管轄する警察署の交番及び駐在所を含む。）を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請にあつては、喜多郡内子町に住所を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 法第93条の2の規定により免許証に記載され、又は表示されるものの一部を電磁的方法により記録した免許証（以下「<u>ICカード免許証</u>」という。）に係る法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（住所変更に係るものを除く。）</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請（<u>ICカード免許証でない免許証については、松山東警察署等の管轄区域</u>に住所を有する者に限る。）</p> <p>(4) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請（<u>ICカード免許証でない免許証については、松山東警察署等の管轄区域</u>に住所を有する者に限る。）</p> <p>(5)～(17) 省略</p>	<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所を管轄する警察署（法第94条第1項の<u>運転免許証</u>の記載事項の変更の届出にあつては、その者の住所を管轄する警察署の交番及び駐在所を含む。）を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請にあつては、喜多郡内子町に住所を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請（<u>松山東警察署等の管轄区域</u>に住所を有する者に限る。）</p> <p>(4) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請（<u>松山東警察署等の管轄区域</u>に住所を有する者に限る。）</p> <p>(5)～(17) 省略</p>

2 省略

3 次の各号に掲げる申請（松山東警察署等以外の警察署を經由して提出する申請にあつては、免許証の更新と再交付を同時に行う申請及び法第103条第1項の規定による免許の効力が停止されている場合における免許証の更新の申請を除く。）又は届出（ICカード免許証に係る申請及び届出を除く。）をしようとする者は、第1項の規定によるほか、松山東警察署等以外の警察署又は大洲警察署内子交番、西予警察署野村交番若しくは宇和島警察署鬼北交番（以下「内子交番等」という。）を經由することができる。

- (1) 省略
- (2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（優良運転者が法第101条第1項又は第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請をする場合に限る。）
- (3) 省略

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察署の管轄区域に住所地を有する者は、ICカード免許証について、法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出、法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請をしようとするときは、同表の右欄に掲げる警察署を經由することができる。

住所地を管轄する警察署	経由警察署
四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署	新居浜警察署
西条西警察署、今治警察署、伯方警察署	今治警察署
大洲警察署、八幡浜警察署、西予警察署	八幡浜警察署
宇和島警察署、愛南警察署	宇和島警察署

2 省略

3 次の各号に掲げる申請（松山東警察署等以外の警察署を經由して提出する申請にあつては、免許証の更新と再交付を同時に行う申請及び法第103条第1項の規定による免許の効力が停止されている場合における免許証の更新の申請を除く。）又は届出 _____ をしようとする者は、第1項の規定によるほか、松山東警察署等以外の警察署又は大洲警察署内子交番、西予警察署野村交番若しくは宇和島警察署鬼北交番（以下「内子交番等」という。）を經由することができる。

- (1) 省略
- (2) 法第94条第1項の _____ 免許証の記載事項の変更の届出（優良運転者が法第101条第1項又は第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請をする場合に限る。）
- (3) 省略

附 則

この規則は、平成19年1月4日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成18年12月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 選挙権を有する者の総数 18,975
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 6,325